

第4章

施策の展開

【体制づくり】

推進目標

1

見えにくい課題を抱えている人に気づき 必要な支援と地域につなげる

(塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画)

塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画とは

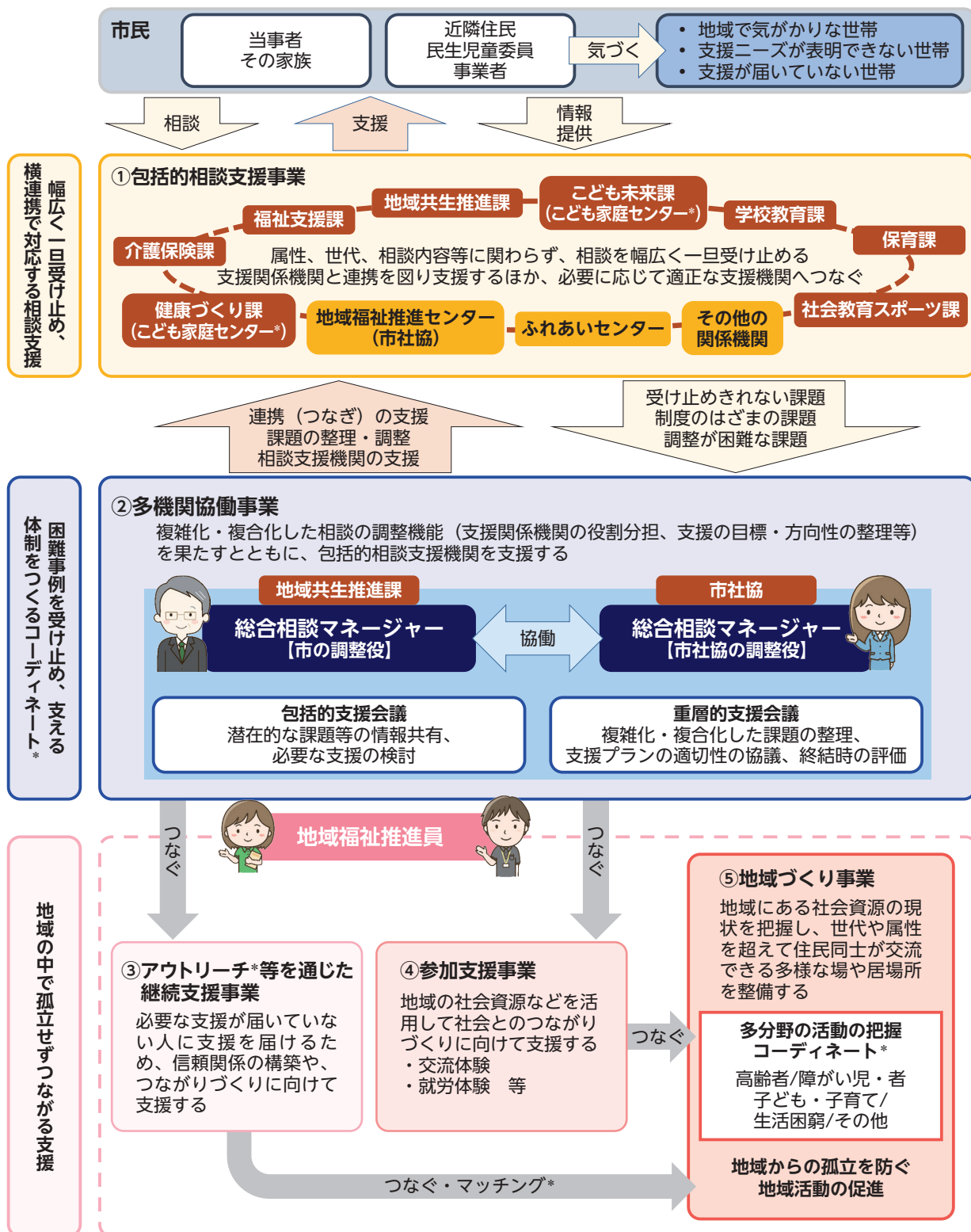
本市において、全世代対応型支援体制を整備するために必要な事業や実施体制などを定める計画（法第106条の5第1項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画）です。

全世代対応型支援体制とは、複雑化・複合化した課題や制度のはざまにある支援ニーズなど、支援の届かない「はざま」を埋めるため、世代や分野、制度の縦割りを超えて、制度や支援、地域の活動を重ね、「誰一人取り残さない」すべての世代に対応する支援体制を整備するものです。この支援体制は、幅広く受け止める相談支援機関を支援し、複雑化・複合化した課題などを整理・調整する担当職員（総合相談マネージャー）と、地域で寄り添い孤立させない伴走支援を担う職員（地域福祉推進員）を配置するとともに、本市の既存の相談支援の仕組みを活用しながら、属性や分野、世代等を問わない包括的な支援体制を構築することにより、本計画の基本理念である「誰もが役割と生きがいを持てる地域共生社会の実現」を目指すものです。



本市の全世代対応型支援体制整備事業では、①～⑤の事業を一体的に実施します。

図表 27 本市の全世代対応型支援体制整備事業のイメージ



【解説】

①包括的相談支援事業

相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、既存の相談支援機関で相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行います。当該相談支援機関のみでの対応が難しい場合は、関係機関と連携を図りながら対応するほか、必要に応じて適切な相談支援機関等へつなぎます。

②多機関協働事業

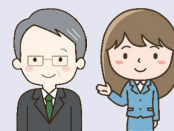
相談支援機関が受け止めた相談のうち、複雑化・複合化し調整が困難な事例等は「多機関協働事業」につなぎます。

多機関協働事業では、各相談支援機関の役割分担や課題を整理し、「重層的支援会議」において、支援プランの適切性などを協議します。重層的支援会議を通じて、関係者間で合意形成を図りながら、円滑な支援ネットワークを構築します。また、潜在的な相談ニーズに関しては、「包括的支援会議」において関係機関が情報共有を図り、必要な支援等を検討します。

この多機関協働事業を担う調整担当職員として、「総合相談マネージャー」を市と市社協にそれぞれ配置します。

**総合相談マネージャーとは？
(市及び市社協に配置)**

- 調整が困難なケースなどの調整、支援の検証
- 相談支援機関の支援
- 潜在的相談ニーズの顕在化、支援のつなぎ



③アウトリーチ*等を通じた継続支援事業／④参加支援事業／⑤地域づくり事業

重層的支援会議で検討した支援プランに基づき、「③アウトリーチ*等を通じた継続支援事業」「④参加支援事業」「⑤地域づくり事業」につなぎます。

これらの事業を推進するために「地域福祉推進員」を圏域ごとに配置（市社協に委託）します。「地域福祉推進員」は、複雑化・複合化した課題を有する当事者を地域で孤立させないため、寄り添いつながり続ける伴走型支援を推進するとともに、民生児童委員や相談支援機関などの関係機関と連携しながら、地域の課題等を把握し、その課題等を解決するための地域住民による支え合いの仕組みづくりやサービスの創出など、住みやすい地域づくりを支援します。

**③アウトリーチ*等を通じた
継続支援事業**

必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、信頼関係の構築や、つながりづくりに向けて支援します。

④参加支援事業

支援ニーズと地域の社会資源のマッチング*を図り、地域と継続的につながることを支援します。

- ・交流体験
- ・就労体験 等

⑤地域づくり事業

地域にある社会資源の現状を把握し、世代や属性を超えた住民同士の交流の促進や、多様な場や居場所を整備します。

**地域福祉推進員とは？
(圏域ごとに配置)**

- 圏域の「個別支援」と「地域支援」
- ③～⑤の事業の推進
- 民生児童委員の協力・支援



全世代対応型支援体制の整備に向けた実施方針

全世代対応型支援体制の整備に向けて、第六次塩尻市総合計画の第1期中期戦略（前期3年）における実施方針は次のとおりです。

令和6（2024）年度
「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」の実施 ○全世代対応型支援体制整備事業の実施に向けた庁内の連携体制、多機関協働などの仕組み等の構築 ・【新規】「総合相談マネージャー」の配置（市及び市社協に各1人） ・【新規】「地域福祉推進員」の配置（1人）
令和7（2025）年度
「全世代対応型支援体制整備事業」に移行・実施 ○「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的実施 ・【継続】「総合相談マネージャー」の配置（市及び市社協に各1人） ・【拡充】「地域福祉推進員」の配置（1人→3人）
令和8（2026）年度
「全世代対応型支援体制整備事業」の実施 ○事業の評価、検証、改善 ・【継続】「総合相談マネージャー」の配置（市及び市社協に各1人） ・【継続】「地域福祉推進員」の配置（3人）

1-1

幅広く受け止める相談支援体制をつくる

塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画：包括的相談支援事業／多機関協働事業

目指す姿

相談者の属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める体制が構築されています。

施策の方向性

- 市では相談者の属性や世代等に応じた相談窓口を設け、相談支援を行っています。それぞれの相談窓口が対応力を高め、複雑化・複合化した課題や見えづらい課題を早期に見つけ、包括的に支援する相談支援体制をつくります。
- 一つの部門では対応が難しいケースについては、市の関係部署や関係機関等と支援チームをつくり、役割分担や支援の方向性を定めて適切な支援を行います。
- 市民アンケートの結果をみると、地域福祉をさらに推進するため、市が力を入れるべき取組として、「相談窓口の充実」が一番高い割合となり、その重要度が高くなっています。また、何らかの支援が必要な人がいた場合に「どこに相談していいかわからない」という回答が22.5%を占めます。市民から見て相談先が不明確であることが課題といえます。どこに相談したらよいかかわからないといった困りごと等についても、確実に受け止め、課題を整理し、必要な支援につなげます。

活動指標

指標名	現状値 【基準年度】	目標値 【令和8(2026)年度】
重層的な支援体制（重層的支援会議）で対応した新規ケース数	—	10件

主な取組

取組1：包括的な相談支援体制の構築

	内容	担当
1	<幅広く受け止める相談窓口の構築> ●【新規】高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮などの各分野で対応している既存の相談窓口において、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず幅広く一旦受け止め寄り添う相談支援体制を構築します。	地域共生推進課 各課
2	<早期支援・予防的支援> ●世帯全体をアセスメント*するなど、複雑化・複合化した課題や潜在的な課題に早期に気づき、複雑化等する前の早期支援・予防的支援につなげます。	地域共生推進課 各課
3	<職員の相談対応力の向上とチーム力の強化> ●事例検討などを通して、相談支援担当職員の相談対応力の向上と、他の機関と連携して支援するチーム力を強化します。	地域共生推進課

図表 28 法第106条の4第2項第1号に規定する「包括的相談支援事業」の実施体制

支援区分	支援機関	主管課
高齢者	中央地域包括支援センター	介護保険課
	北部地域包括支援センター	
	西部地域包括支援センター	
障がい者及びその家族	障がい者総合相談支援センター「ボイス」	福祉支援課
子ども・子育て家庭	利用者支援専門員	保育課
	マタニティサポーター	健康づくり課
	中央あんしんサポートルーム	
	北部あんしんサポートルーム	
生活困窮	生活困窮者自立支援担当	福祉支援課
	生活就労支援センター「まいさぽ塩尻」*	
	就労準備支援事業者	

取組2：多機関協働の推進

	内容	担当
1	<分野を超えた連携強化> ●【新規】複雑化・複合化した課題等に対応するため、市と市社協に「総合相談マネージャー」を配置し、多機関の協働、連携及び調整を図ります。 ●【新規】相談支援機関等が孤立しないよう「総合相談マネージャー」が支援するとともに、分野を超えた連携などをコーディネート*します。	地域共生推進課
2	<重層的支援会議の設置> ●【新規】複雑化・複合化した課題等の解決に向けた支援が、適切かつ円滑に実施されるため、「重層的支援会議」を設置します。この会議では、関係者の役割の整理、支援の方向性、支援プランの適切性の検討、支援プランのモニタリング*及び終結の検討等を行います。 <包括的支援会議の設置> ●【新規】「包括的支援会議」を設置し、把握した潜在的な相談ニーズ等について関係機関で情報共有を図るとともに、支援方針の共有や緊急性のあるケースに対応するなど、予防的・早期の支援を推進します。	地域共生推進課

取組3：相談窓口の周知の強化

	内容	担当
1	●【拡充】相談窓口の情報発信・広報活動を行うなど相談窓口の周知を強化するとともに、困った時に相談しやすい環境づくりを進めます。 ●【新規】市民の利便性の向上と幅広い相談に対応するため、SNS*の活用など、多様な相談ツールの活用について検討します。	地域共生推進課 各課

地域・市民の皆さん こんなことから始めてみよう!

- ◇身近な場所にある相談機関・窓口について把握しよう。
- ◇困った時には、自分ひとりで抱え込まず、身近な人や相談窓口に話してみよう。
- ◇身の回りで困っている人などに気づいたら、相談窓口につなげよう。

1-2

地域で見守り・寄り添う伴走支援

塩尻市全世代対応型支援体制整備事業実施計画：

アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業／参加支援事業／地域づくり事業

目指す姿

複雑化・複合化した課題を有する当事者が社会・地域とつながり、孤立することなく、自分らしく暮らせています。

施策の方向性

- 複雑化・複合化した課題を抱えているにも関わらず、外出や周囲との関わりを避けていたり、支援を拒んだりする人もいます。このような場合は、継続的な訪問等によって信頼関係を築き、少しずつ必要な支援につなげていきます。(アウトリーチ*等を通じた継続的支援事業)
- 複雑化・複合化する課題が増加している背景には、社会的孤立があります。当事者と社会とのつながりを回復するため、本人のニーズ等を踏まえた社会資源とのマッチング*を図り、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。(参加支援事業)
- 当事者が世代や立場を超えて交流できる場や居場所をつくり、地域に暮らす住民と顔の見える関係をつくるための支援や、地域住民による既存の取組が継続・発展できるようコーディネート*を行います。(地域づくり事業)

活動指標

指標名	現状値 【基準年度】	目標値 【令和8(2026)年度】
アウトリーチ*等を通じた継続支援事業の実施件数	—	10件

主な取組

取組1：アウトリーチ*等を通じた継続的支援の実施

内容	担当
1 ●【新規】相談に行けない「気がかりな世帯」や、長期にわたりひきこもり*の状態にあるなど支援が必要でありながらも、自ら支援を求めることができない人、支援を受けることに拒否的な人に対し、「地域福祉推進員」等が直接かつ継続的に寄り添いながら関わるなど信頼関係を構築し、必要な支援が届いていない人を支援します。 ●【新規】地域において「気がかりな世帯」等に早期に気づき、支援につなげるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築します。	地域共生推進課

取組2：社会とのつながりづくりに向けた支援の実施（参加支援事業）

	内容	担当
1	●【新規】「地域福祉推進員」を中心に、複雑な課題を有する当事者等と継続的に寄り添いながら信頼関係を構築する中で、能力を発揮できる場や機会とのマッチング*を図り、社会参加を促進します。 ●【新規】多様な支援ニーズに対応するため、既存の社会資源に働きかけたり、新たな社会資源を整備したりするなど、地域の社会資源の拡充を図ります。	地域共生推進課

取組3：多様な人が交流できる居場所の整備と、「人與人」「人と居場所」をつなぐ事業の推進（地域づくり事業）

	内容	担当
1	●【新規】「地域福祉推進員」が地域や関係機関等と連携を図り、地域の社会資源を整理するとともに、世代や分野を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、複雑な課題を有する当事者と地域とのつながりを支援します。 ●【新規】「地域福祉推進員」が地域で実施されている活動等を把握し、多様な地域の担い手をつなげるなど、地域における活動の継続や活性化、発展を支援します。 ●【拡充】地域住民が主体となって行われている多様な活動等の活性化や発展を図るため、分野や領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながり合うプラットフォーム*の形成を支所等と連携して推進します。	地域共生推進課 地域づくり課

図表 29 法第106条の4第2項第3号に基づく「地域づくり事業」の実施体制

事業	実施機関	担当課
地域介護予防活動支援事業	地域住民主体による運営	介護保険課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター*	地域共生推進課
地域活動支援センター事業	すみのの丘	福祉支援課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター	保育課
	北部子育て支援センター	
	こども広場	
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	ふれあいセンター（東部・洗馬・広丘）	福祉支援課

地域・市民の皆さん こんなことからはじめてみよう！

◇地域で困っている人をどのような支援につなげられるかを考えよう。

